

# 島根県建築基準法取扱

## 7 同一敷地内に複数の建築物を建築する場合における 建築確認申請等の取扱いについて

建第1613号

平成28年3月25日

- (1) 同一敷地内で建築確認を受けた（確認済証の交付を受けた）建築物の工事中に、増築（別棟）する場合  
計画変更確認申請を行うこととする。
- (2) 同一敷地内で建築物の建築確認申請中（処分前）に増築（別棟）する場合  
審査中の建築確認手続きの別により、それぞれに掲げる対応とする。
- ・確認処分（確認済証の交付）をうけた後に、増築（別棟）の計画変更確認申請を行う。
  - ・確認処分（不適合通知の交付）をうけた後に、増築（別棟）部分を含む全体の建築確認申請を行う。
  - ・建築確認申請を取下げた後に、増築（別棟）部分を含む全体の建築確認申請を行う。
- (3) 法第97条の2第1項に規定する建築主事の確認済証の交付を受けた建築物の工事中に、同一敷地内で令148条第1項各号に定めるもの以外の建築物を増築（別棟）する場合  
当該申請地を所管する県建築主事又は指定確認検査機関へ計画変更確認申請を行うこととする。  
この場合において、計画変更確認申請を受理した県建築主事は、確認処分を行った際に、変更前の確認処分を行った建築主事に対し、計画変更確認申請を受理及び処分を行ったことを通知することとする。  
また、指定確認検査機関へ計画変更確認申請がされた場合、県へ確認審査報告書の提出があった際には、変更前の建築確認を所管する建築主事に対し、その旨を通知することとする。
- (4) 同一敷地内の複数棟の建築物の完了検査について  
法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請は、敷地内全ての工事完了後、同一敷地内の複数棟の建築物について、一の申請を行うこととする。  
なお、法第7条の6の規定による使用制限を受ける建築物もしくは建築物の部分  
を法第7条第5項の検査済証の交付を受ける前又は完了検査申請が受理された日から7日を経過する前に使用する場合は、事前に仮使用認定申請を行い、認定する旨の通知を受けなければならない。

### 解説

- ・手数料については、当該申請建築物の面積に応じて徴収する。

関連法令 建築基準法第6条、第7条、第7条の6

参 考 「仮使用承認に係る手続きの迅速化について」H25年3月29日住指第4845号